

とみいくデジタルポイントロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県子育て支援ポイント事業の推進に向け、子育て支援サービス等に利用できる電子ポイント「とみいくデジタルポイント」の普及啓発を実施するためのとみいくデジタルポイントロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用の届出)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、県が別に指定する方法により、とみいくデジタルポイントロゴマーク使用申請書（様式第1号）を県に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 県又は市町村が営利を目的とせずに使用する場合
- (2) 県又は市町村が作成した物品を使用する場合
- (3) その他県が別に認める場合

2 県は、前項に規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、ロゴマークの使用を認める場合は、原則、電子データによりロゴマークを提供するものとする。

(遵守事項)

第3条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

- (1) 県が別に定める「とみいくデジタルポイントロゴマーク使用マニュアル」に掲げる事項に沿って使用すること。
- (2) 使用权を第三者に譲渡、貸与しないこと。
- (3) ロゴマークを自己の物として商標又は意匠等に登録、使用しないこと。
- (4) 前条第1項の申請内容の範囲でロゴマークを使用すること。
- (5) その他県が必要と認める事項。

(利用の差し止め)

第4条 県は、ロゴマークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) 富山県子育て支援ポイント事業の趣旨に反する使用方法と認める場合。
- (2) 前条各号の規定に反する場合。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合。
- (4) 特定の政治、宗教及び思想に関する活動とみなされる場合。
- (5) その他不適切な使用方法であると県が認める場合。

- 2 前項の規定によりロゴマークの使用を差し止められ、使用者において損害が生じる場合においても、県はその責任を負わない。
- 3 第1項の規定によりロゴマークの使用を差し止められた者は、速やかに物品の使用を中止のうえ、当該物品を回収しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。